

クニミネ工業株式会社一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 28 年 4 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する